

1 6 緊急消防援助隊の概況

概要

国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等を支援するため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を整備するため、平成7年6月30日に発足した。

消防組織法の一部改正（平成15年6月18日公布、平成18年6月14日改正）により出動等の骨子となる部分が法制化された。

主な内容は、東海地震・南関東直下型地震等の切迫性や、NBCテロ災害発生の危険性の高まりを考慮し、消防庁長官による出動指示権や国の財政措置等についての規定が整備された。

1 群馬県緊急消防援助隊編成状況（平成27年4月現在）

部 隊 名	本 県 の 登 録 部 隊 数 及 び 消 防 本 部			全 国 の 登 録 状 況
指揮支援隊				48隊
統合機動部隊指揮隊				15隊
エネルギー産業基盤 震災対応部隊指揮隊				2隊
都道府県大隊指揮隊	3隊	13人	前橋市、高崎市等広域、太田市 各1	117隊
救助小隊	6隊	31人	前橋市、高崎市等広域、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林地区、各1	441隊
救急小隊	21隊	64人	前橋市（3隊）、高崎市等広域（3隊）、桐生市（2隊）、伊勢崎市（2隊）、太田市（2隊）、利根沼田広域（1隊）、館林地区（1隊）、渋川広域（2隊）、多野藤岡広域（2隊）、富岡甘楽広域（2隊）、吾妻広域（1隊）	1147隊
消火小隊	30隊	150人	前橋市（3隊）、高崎市等広域（3隊）、桐生市（3隊）、伊勢崎市（3隊）、太田市（5隊）、利根沼田広域（2隊）、館林地区（3隊）、渋川広域（2隊）、多野藤岡広域（2隊）、富岡甘楽広域（2隊）、吾妻広域（2隊）	1755隊
通信支援小隊	1隊	3人	（無線中継車）高崎市等広域（1隊）	23隊
後方支援小隊	12隊	28人	前橋市（2隊）他消防本部 各1	792隊
その他特殊小隊	9隊	34人	（照明車）高崎市等広域（1隊） （梯子車）高崎市等広域（1隊）、多野藤岡広域（1隊） （震災対応車）館林地区（1隊） （毒劇物）前橋市（2隊）、館林地区（2隊）	674隊
航空小隊	1隊	15人	群馬県防災航空隊	76隊
水上小隊				19隊
計	83隊(338人)			(重複除く) 5,109隊

※ 毒劇物2隊は前橋市の救助・館林地区の消火各1隊と兼務

※ 群馬県代表消防機関 前橋市消防局

- 平成16年 7月13日（火）～15日（木） 新潟県豪雨災害において消防庁からの要請により出動
- 平成16年10月23日（土）～25日（月） 新潟県中越地震において消防庁からの要請により出動
- 平成20年 6月14日（土）～15日（日） 岩手・宮城内陸地震に対して宮城県に出動し救助活動を実施
(群馬県防災航空隊のみ出動)
- 平成23年 3月11日（金）～4月23日（土） 東日本大震災において消防庁からの指示により福島県に出動
- 平成23年 5月17日（火）～5月29日（日） 東日本大震災において消防庁からの指示により福島県に出動
- 平成26年11月23日（日） 長野県北部地震に対して長野県に出動し情報収集活動を実施
(群馬県防災航空隊のみ出動)
- 平成27年 9月10日（木）～9月17日（木） 平成27年度9月関東・東北豪雨において消防庁からの要請により茨城県に出動

2 国の予算措置（平成25年度）

緊急消防援助隊関係資機材	予算額 49億円	補助率1/2
(主なもの) ・災害対応特殊救急自動車・高度救急処置用資機材 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車 ・救助消防ヘリコプター ・救助工作車		

3 災害拠点病院数（平成27年度）

群馬県が被災した際に、各都道府県隊を受け入れるために必要な受援計画を平成16年度に策定したが、その中で災害医療拠点病院を定めており、各消防本部は、患者搬送に必要な医療機関の情報を応援部隊に迅速に提供できるよう、あらかじめ整備することが定められている。

①基幹災害医療センター

管内消防本部	総病床数
前橋市消防局	592

合計病床数 592床

②地域災害医療センター

管内消防本部	二次保健医療圏名	総病床数
前橋市消防局	前橋	1391
高崎市等広域消防局	高崎・安中	738
桐生市消防本部	桐生	506
伊勢崎市消防本部	伊勢崎	759
太田市消防本部	太田・館林	759
利根沼田広域消防本部	沼田	481
渋川広域消防本部	渋川	154
多野藤岡広域消防本部	藤岡	395
富岡甘楽広域消防本部	富岡	341
吾妻広域消防本部	吾妻	227
		合計病床数 5,751床

4 消防組織法の一部改正（消防組織法第44条・第47条）

都道府県知事が、都道府県内における緊急消防援助隊の部隊移動を行うことができることとした。また、そのために必要な調整を行う都道府県知事を長とする消防応援活動調整本部を設けることとした。消防庁長官による出動の指示が、一つの都道府県内における大規模な自然災害についても行えることとした。

（昭和22年12月23日制定 緊急消防援助隊に係る改正、平成20年5月28日公布）

5 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

（平成16年2月6日付け策定 消防震第9号 平成26年3月5日付け変更 消防広第5号）

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に関し必要な事項を定める。

6 緊急消防援助隊運用要綱

（平成16年3月26日付け策定 消防震第19号 平成27年3月31日付け改正 消防広第74号）

緊急消防援助隊の出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定める。

7 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

(平成27年3月31日付け策定 消防広第74号)

緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定める。